

国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学と愛知県がんセンターとの
更なる連携強化に関する包括協定書

国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学（以下「名古屋大学」という。）と愛知県は、がん研究・医療及び教育に関する相互の連携・協力の推進に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、名古屋大学と愛知県がんセンターが、両者の研究能力及び人材を活かし連携・協力を促進することによって、我が国の医療、学術及び教育の振興に重要な役割を果たすとともに、相互の強みを活かした役割分担のもと、“最先端のがん研究に関する連携”及び“病院機能を最大限に活用した連携”により、愛知県を中心とした東海地域に世界をリードする高度ながん研究拠点を形成し、がん医療と予防にイノベーションをもたらすことを目的とする。

（アライアンスの形成）

第2条 名古屋大学及び愛知県がんセンターは、前条の目的を達成するため、両者の密接な共同体「名古屋大学・愛知県がんセンター 高度がん研究アライアンス」(NU-ACC Alliance for Cancer Innovation)（以下「アライアンス」という。）を形成する。

（努力義務）

第3条 名古屋大学及び愛知県がんセンターは、第1条の目的を達成するために連携・協力の推進について協議し、それらを積極的かつ誠実に実施するよう努める。
2 名古屋大学及び愛知県がんセンターの連携・協力にあたっては、相互の特徴を活かし、その成果を社会に還元するよう努める。

（連携・協力事項）

第4条 名古屋大学及び愛知県がんセンターは、アライアンスを効率的・効果的に運営するため、次の事項について連携・協力を推進する。
(1) 資産・技術・人材等資源の相互利用に関する事項
(2) 共同研究に関する事項
(3) 研究者、学生及び医療従事者の交流に関する事項
(4) 人材育成の推進及び相互支援に関する事項
(5) 施設・設備の相互利用に関する事項
(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、本協定の目的遂行上、名古屋大学と愛知県がんセンターが必要と認める事項
2 名古屋大学及び愛知県がんセンターは、前項各号の連携・協力を実施するため、本協定に基づく個別協定書等を締結することができる。

（有効期間）

第5条 本協定は、名古屋大学及び愛知県の代表者が署名した日に発効し、有効期間を5年間とする。ただし、有効期間満了日の6ヶ月前までに双方のいずれからも異議なき場合は、さらに5年間延長するものとし、以後についても同様とする。

（協定の解釈）

第6条 本協定の解釈に疑義を生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合の取扱いは、両者の協議によるものとする。

（旧協定書の廃止）

第7条 本協定の発効に伴い、2018年10月15日に締結された「名古屋大学大学院医学系研究科と愛知県がんセンターとの連携・協力の推進に関する基本協定書」及び2023年10月30日に締結された「国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学と愛知県がんセンターとの連携・協力の推進に関する基本協定書」（以下あわせて「旧基本協定書」という。）及び旧基本協定書に基づき締結された個別協定書は廃止されるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、各々1通を保管する。

2025年2月17日

愛知県名古屋市千種区不老町

国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学

総長 杉山直

杉山直

2025年2月17日

愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

愛知県

知事 大村秀章

大村秀章